

さいたま市ロケーションサービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、映像を通してさいたま市が持つ魅力を国内外に発信することで観光振興に寄与するとともに、地域経済の活性化と郷土に対する愛着を醸成していくために、映画・テレビドラマ等の制作団体（以下「団体」という。）が円滑に撮影できるための支援を行うさいたま市ロケーションサービス事業（以下「ロケーションサービス事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 ロケーションサービス事業による支援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内の撮影場所に関する情報提供
- (2) 市の公共施設等での撮影に関する相談及び施設管理者との連絡調整
- (3) 前2号に掲げるもののほか、撮影に関する各種相談及び情報提供

(申請及び決定)

第3条 前条第2号に掲げる支援を受けようとする団体は、撮影支援依頼申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて観光国際課長に申請しなければならない。

- (1) 企画書
 - (2) シナリオ
 - (3) 団体の概要に関する書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、観光国際課長が必要と認める書類
- 2 観光国際課長は、前項の申請があった場合は、その申請の内容が本事業の目的及び次に掲げる基準に適合するか審査し、支援の適否を決定したときは、その旨を申請団体にさいたま市ロケーションサービス支援審査結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- (1) メディアを利用し、不特定多数を対象とした全国規模等の放映企画であること。
 - (2) 放映等が具体的に決定していること。
 - (3) 特定の政治活動又は宗教活動を目的としていない団体であること。
 - (4) 責任をもって企画を遂行できる団体であること。
 - (5) 制作する映像作品等の内容が公序良俗に反しないこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、ロケーションサービス事業の目的に反していないこと。
- 3 前項の規定にかかわらず、観光国際課長は、撮影施設・撮影地等となる施設管理者による撮影受入れの承諾が得られない場合又は当該撮影受入れによって著しく業務の支障になると認めるときは、前項の支援の決定をしないことができる。

(遵守事項)

第4条 前条第2項の支援の決定を受けた団体（以下「支援団体」という。）は、別に定める撮影に関する注意事項を遵守しなければならない。

(支援の中止)

第5条 観光国際課長は、次に掲げる事項に該当するときは、第2条のロケーションサービス事業による支援を中止することができる。

- (1) 支援団体及び支援企画が第3条各号の基準を満たさなくなったとき。
- (2) 前条に規定する事項を遵守しなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、観光国際課長が必要と認めるとき。

(損害賠償等)

第6条 支援団体が故意又は過失により市の公共施設等の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した場合は、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市は、撮影受入れに関連し損害等が発生しても一切の責任を負わないものとする。

(費用負担)

第7条 撮影施設・撮影地等となる市の公共施設等の利用に関する使用料は、市の条例・規則等に従って取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。